

平成22年第1回教育委員会 定例会会議録

平成22年1月15日

東久留米市教育委員会

平成22年第1回教育委員会定例会

平成22年1月15日午前10時00分開会

本庁舎7階 701会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名について

(4) 東久留米市教職員互助会に関する条例を廃止する条例の制定依頼について

(5) 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

(6) その他

(7) 諸報告について

平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市

教育委員会基本方針について

東京国体の準備状況について

東久留米市立生涯学習センターの予約システムについて

成人式の概要について

新型インフルエンザの発生状況について

小学校給食調理業務委託の進捗状況について

中部地域(第八小学校)のその後の状況について

東部地域(第四小学校)のその後の状況について

その他

出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司

第一職務代理 井 上 敏 博

第二職務代理 矢 部 晶 代

委 員 松 本 誠 一

教 育 長 永 田 昇

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 鹿 島 宗 男

総 務 課 長 下 川 尚 孝

指 導 室 長 小 谷 野 茂 美

生 涯 学 習 課 長 田 中 潤

学 校 適 正 化 等
担 当 課 長 桑 原 茂

学 務 課 長 稲 葉 勝 之

図 書 館 長 高 梨 顕 彦

統 括 指 導 主 事 末 永 寿 宣

指 導 主 事 工 藤 和 志

指 導 主 事 木 村 高 一 郎

教 育 部 主 幹 山 下 一 美

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

庶 務 係 岡 崎 毅

開会及び開議の宣告

委員長 これより平成22年第1回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり、会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

(午前10時00分)

会議録署名委員の指名

委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名委員は2番矢部委員に願います。

会議録の承認

委員長 10月21日開催の第6回臨時会および11月5日開催の第11回定例会の会議録については各委員にご覧いただいているので、よろしければ承認を得たい。異議なしと認め、いずれの会議録も承認された。12月10日開催の第12回定例会の会議録については後ほどお配りするので、内容のご確認をお願いします。

公開しない会議の宣告

委員長 議案第1号および議案第2号は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しない会議としたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって公開しない会議とする。なお、諸報告「東久留米市教育委員会事務局職員の人事異動について」も併せて報告願う。

傍聴の許可

委員長 傍聴者はおいでか。

総務課長 おいでにならない。

委員長 おいでになられた場合は人事案件が終了次第許可したいと思うがよろしいか。異議なしと認め、そのようにする。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第4、「議案第3号 東久留米市教職員互助会に関する条例を廃止する条例の制定依頼について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第3号 東久留米市教職員互助会に関する条例を廃止する条例の制定依頼について」、上記議案を提出する。平成22年1月15日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、東久留米市教職員互助会が解散するに当たり、東久留米市教職

員互助会に関する条例を廃止する必要があり、平成22年第1回市議会定例会に制定依頼するためである。詳細については指導室長から説明する。

指導室長 資料のうち、「東久留米市教職員互助会解散について」をご覧いただきたい。21年5月28日の東久留米市教職員互助会評議会の席上において、46年4月1日に設置された本互助会は今年度限りで解散を決定したという内容である。互助会で既に認められており、本条例の廃止をお願いするものである。

委員長 これは前回の協議会においても話題にさせていただいており、各委員とも了解されていることと思う。改めて何うことがなければ、質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し採決に入る。「議案第3号 東久留米市教職員互助会に関する条例を廃止する条例の制定依頼について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第3号は承認することに決した。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

委員長 日程第5、「議案第4号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

教育長 「議案第4号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成22年1月15日提出、東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、生涯学習センターは平成22年4月1日から開館されるため、使用者の区分・申請開始日などについて、東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する必要があるためである。詳細については生涯学習課長から説明する。

生涯学習課長 生涯学習センター条例施行規則の新旧対照表をご覧いただきたい。同施行規則の制定については昨年3月の定例会で承認されているが、4月からの開館に当たり内容等について見直しを行い、以下のとおり改めたものである。第2条第2項で、現行「別表1に定める団体又は個人」としているところを、「別表1に定める団体」と改める。次のページの1行目、現行は「個人（構成員が4人以下である団体を含む。）」となっており、「4人以下である団体」と示していながら「1人」でも利用できると読み取れるので、これを「4人以下の団体」と改める。続いて、現行第2条第3項の「市外居住者の申請については申請開始日を1カ月ずつ遅らせるものとする」は削除する。現在の利用規則では「市内在住・在勤・在学する者が主として構成する団体又は個人」となっており、市外居住者については既に利用率50%の加算措置がされているほか、実態としては市外の方の公民館の利用はほとんどないためにこの規定を削除する。

次に、付則2をご覧いただきたい。現行の付則2ではホールの申請開始日を平成21年4月1日からと示していたが、この規定は削除した。現在のホールの使用については1年前から申請できるが、その旨は既に生涯学習センター条例の付則に定められているからである。

次に、別表1をご覧いただきたい。ホール等の受付開始日であるが、「国及び地方公共団体と団体（構成員が5人以上であるものに限る）」については「1か月」を「2か月」に改めた。5人以上の団体を2カ月前に、4人以下の団体は1カ月前から利用申請していただくものである。また、ホール等以外についても、「団体」の表記については「5人以上の団体」と「4人以下の団体」に表記を改めた。

委員長 何か伺うことはあるか。

委員 2点確認したい。第2条第4項に、「義務教育修了前の児童等の使用については、年齢満20歳以上の」とあるが、この「年齢満20歳以上の」という文言は「保護者」と「団体の責任者」のいずれにもかかるのか。18、19の学生が子どもたちと一緒に勉強することが可能なのか。2点目は、受付の時間帯についてである。5人以上の団体については「2カ月前から」となり利用しやすくなっていると思うが、仕事を持っている方等が夕方や夜間に申請できるのか。

生涯学習課長 利用に当たっては公正な確保を図るため、「義務教育修了前の児童等の使用については、年齢満20歳以上の保護者又は団体の責任者が申請する」となっている。また、申請の時間帯についてであるが、利用予約システムを使つての窓口での申し込みは午前9時から午後5時までであるが、インターネットや携帯電話等からは24時間申し込みができる。

委員長 委員ご指摘のとおり、この文言では「満20歳以上」が前者のみにかかるのか、両方にかかるのかが分かりにくい。

生涯学習課長 規定では「又は」となっているため、「20歳以上」は団体にはかからない。ただし、「団体の登録要件」として成人の責任者がいることが示されているため「及び」にはしていない。

委員長 「団体の責任者は成人である」ということは、どこに示されているのか。

生涯学習課長 スポーツセンターや地域センター等の利用予約システムに、そのように示されている。

委員長 この規定よりも先に「団体の責任者は成人とする」とあれば理解しやすいとも思う。

委員 ホール等以外の受付開始日について伺いたい。「国及び地方公共団体と5人以上の団体」では「2か月前の日の属する月の初日から」となっているので、4人以下の場合の「1か月前の属する月の」とあるのは「1カ月前の日の属する月の」が正しいのではないか。

生涯学習課長 そのように改める。

委員長 受付時間については先ほどの説明でよろしいか。

委員 インターネットによって受け付けができるのであれば結構だと思う。

委員長 資料の「生涯学習センターの利用方法について」の中に、午前9時から正午まで、午後の1回目は零時40分から3時40分まで、2回目が3時50分から6時50分まで、夜間は7時から10時までの四つの時間帯が示されているが、間の10分間で準備や片づけを行えるのか。

生涯学習課長 午後1と2の間と、午後2と夜間の区分の間には休憩時間が10分間しか設けられていない。利用規定の中には「承認を受けた区分の中で準備や後片づけ等も行おう」と従前から明記している。10分間の準備や後片づけの時間については、「3時間利用できるようにしてほしい」という利用者からの要望があったためである。

教育長 催しの内容にもよると思う。書類等を持ち込んでの学習会であれば時間内で机やイスの配置等を変えられるだろうが、いろいろな造作を必要とする場合は3時間だけではなく、準備に1時間、後片づけに1時間かかるのであれば、午後1と2のいずれも借りていただくこともあるだろう。実質1時間の催しなのに、その前後の準備や片づけ等にかかる2時間が無料になるのはおかしいことになる。生涯学習センターであればそれほど大がかりなものを行われないと思うが、そうでない場合は適切な利用時間を借りて、準備と後片づけを行って

いただきたいという趣旨である。

委員長 質疑を終了し、採決に入る。「議案第4号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の方の挙手を求める。全員挙手であり、議案第4号は承認することに決した。

その他

委員長 日程第6、その他について。事務局から何かあるか。

教育部長 特にない。

委員長 ないようなので次に進む。

諸報告

委員長 日程第7、諸報告について。順番では「平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について」からとなるが、ご了解をいただければ、先に他の報告事項から進めさせていただきたい。了承を得たので、「東京国体の準備状況について」から説明を求める。

教育部主幹 「第68回国民体育大会（東京国体）山岳競技」の資料をご覧いただきたい。東京国体の全体概要と本市が担当する山岳競技についての概要を説明する。大会の「目的」は「広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである」。「主催」であるが、全体の主催者は「財団法人日本体育協会並びに文部科学省及び東京都」で、山岳競技の主催者は「社団法人東京都山岳連盟及び東久留米市」である。「大会日程」は平成25年の9月下旬から10月上旬までの11日間以内という規定がある。開会式及び閉会式は、調布市にある東京スタジアム（味の素スタジアム）で開催される。本市の山岳競技については会期中の3日間とし、市のスポーツセンターで行う予定である。「競技種目」には陸上や水泳などの37競技で構成されている正式競技、および高等学校野球やビーチバレー、トライアスロンの3競技で構成されている公開競技がある。山岳競技は正式競技に位置づけられている。「参加者数」は開催基準要綱により、選手と監督で2万1,272人と決まっている。役員等関係者は10万人、観覧者は50万人程度を想定している。山岳競技の参加選手は47都道府県から206人が選ばれ、種別は成年の部として18歳以上の男女、少年の部として18歳未満の男女の4種別で、いずれも関東の予選や各都道府県の予選を勝ち抜いてきた選手である。役員等関係者は300人、観覧者は500人、一日当たり1,100人程度を想定しており、会期が3日間のため全体では3,300人程度が本市を訪れる予定である。事務局については既に東京都では東京都準備委員会を設置しており、今後は、本市でも準備委員会を設置していく。

山岳競技の内容については、添付している写真をご覧いただきたい。昨年10月に行われた新潟の「トキめき新潟国体」のリード競技を行う施設の全容で、高さ15メートル、幅4メートル程度のウォール2面で行うものである。カラフルなところは手がかりや足がかりになるホールドで、これを頼りに、決められた時間内でどこまで登れるかという競技になっている。この競技は、体に付けている青いロープを途中のフックにかけながら登っていくもので、途中でリタイアしてもこれにぶら下がって降りてこられるので危険性はない。次の写

真の種目は「ボルダリング競技」で高さ5メートル、幅10メートル程度のウォールの中に登るルートが2本ある。これが2基必要で、合わせて4ルートを決められた時間内にどこまで登れるかという競技である。高さも5メートル程度あるが下に衝撃吸収用のマットを敷き、ロープは付けずに登る競技である。これにはホールドがほとんどついていないため、難度としては相当上級の国体レベルのルートが設定されるということである。

次に、本市の準備状況であるが、まずは市民参画による準備委員会を立ち上げる必要がある。競技会の主催者であるため、各層の市民に準備委員会に入ってもらい、本格的な業務を行っていききたい。その準備委員会の設立のためには「設立発起人会」の立ち上げが重要であるため、準備委員会設立の趣意を明らかにして市民の理解を得られるべく進めていききたいと考えている。設立発起人会については、今月末当たりから来月上旬にかけて1日間開催する予定で進めている。発起人は市長、市議会議長、スポーツ関係の代表として体育協会会長、体育指導委員会委員長、教育長の5名とし、準備委員会設立に向けての準備を進めていく。参考に準備委員会設立趣意書を添付しているのでご覧いただきたい。準備委員会の設立時期は、21年度中を目指している。「国体」は地域スポーツの普及、振興並びに地域の振興、活力ある地域づくりや人づくりを推進するための絶好の機会であるため、準備委員会には各界各層からの参加をお願いしていくことになる。(1)の議会関係から(11)の市行政関係までとなっているが、当初は20人程度、その後、準備委員会から実行委員会に組織を改めて拡大し、最終的には60人程度の参加を予定している。業務については開催に必要な方針や計画の策定、施設・設備の整備、さらに経費や関係機関との連絡調整等である。

本市では市スポーツセンターの第1体育室に高さ13メートル、幅4メートルのクライミングウォールが設置されているが、あの程度の施設がさらに1面必要であるため、現状では国体の施設の基準を満たしていない。よって、新たにスポーツセンター敷地内の屋外に新設するべく、東京都や関係機関と協議しているところである。

委員長 今後、いろいろとお骨折りをいただくことになるかと思うがよろしく願います。続いて、「成人式の概要について」の説明を求めます。

生涯学習課長 成人式には教育委員ほか来賓にご参加いただき、滞りなく終了することができたことを御礼申し上げます。今年は751名が参加され、出席率は65.6%であった。21年度と比べ、2ポイントほど参加者が多かった。なお、壇上に上がった元気のいい新成人については、後日、ご本人から出身校を通して謝罪の電話があったと報告を受けている。

委員 事務局には、事前準備や当日の運営にお骨折りいただき御礼申し上げます。最後の「新成人代表の言葉」についてであるが、代表を一人に絞るのは大変なので、複数の中学校から、複数の代表の声を伺うのはどうか。

委員長 「新成人代表の言葉」の代表選定はローテーションになっているのか。

生涯学習課長 そうである。各学校から推薦してもらっている。委員のご提案は各校から出してもらい、一人の持ち時間を短くするということがか。

委員 そうである。400字ぐらいで成人の日の思いを述べていただくとか、インタビュー形式で一言ずつ聞いてみるなどいろいろ検討していただきたい。

生涯学習課長 テレビで、全国各地の成人式という特集を行っていた。一例として、両親が舞台に出て、成人の名前を明かさずに子育ての大変さを語っていくというものもあった。調布市や小平市では、両親あてに出した手紙を教育委員会が発送するという事業を行っている。

多くの自治体で行われているのは実行委員会形式により、新成人10人程度と教育委員会とでプログラムや進行について協議を重ねながら企画していくものである。どちらかという、式典よりもアトラクションやビデオレターなどを楽しむ内容になっている。本市の場合は一時期、式典のみを25分間で行っていたこともある。他市でも中学校区単位で小さな会場を借りて式典だけを行っているところは少なくない。そういったところでは民生委員や保護者などがかかわっており、式典は厳粛に行われている。アトラクションやコンサートを行うとなると500人や1,000人規模の成人が一度に集まるため、元気のいい新成人が出てくる傾向にある。

委員長 続いて、「新型インフルエンザの発生状況について」の説明を求める。

学務課長 資料の「平成21年度インフルエンザ様疾患による臨時休業措置報告票」をご覧ください。表中、12月11日以降のNo.4から3枚目までが現在までの発生状況である。11日以降の状況は学年閉鎖が4学年、学級閉鎖が5学級となっているが、12月21日以降の学級閉鎖や学年閉鎖の報告はない。

続いて、1月13日付で東京都感染症対策本部の福祉保健局から発行された「新型インフルエンザに関する東京都の対応等について(第270報)」をご覧ください。「平成21年10月28日に発令したインフルエンザの流行警報は患者報告数が流行警報レベル以下となったので本日をもって解除する」という通知である。

委員長 続いて、「小学校給食調理業務委託の進捗状況について」の説明を求める。

学務課長 小学校給食調理業務委託について、口頭で報告する。1次選定で当初7社を選定したところ2社から辞退届が出たため、1月6日に5社によるプレゼンテーションを実施した。選定委員会向けには業者から15分間のPRを受けた後、15分間にわたり質問を行った。その後、会場を変え、第七小学校の保護者を対象に15分間のPRを行うプレゼンテーションも実施した。参加者は午前中2名、午後1名であった。続いて、1月13日の午後4時から、第6回選定委員会を開催し、プレゼンテーションを行った5社から上位2社を選定した。1位通過の業者は東京都台東区の株式会社東洋食品で、現在、西東京市で5校、東村山市で1校、新座市で2校、その他近隣では練馬区や杉並区等でも実績のある業者である。今後、消耗品等細かい金額等の調整をしながら契約を進めていきたい。

委員長 何か何うことはあるか。

委員 第七小学校の保護者向けに開催したプレゼンテーションの参加者からのご意見は教育委員会に届いているのか。

学務課長 ご意見はいただいているので、次回、まとめて報告させていただきたい。

委員長 続いて、「中部地域(第八小学校)のその後の状況について」の説明を求める。

学校適正化等担当課長 記念樹についての東京都との調整では、「可能な限り残し、記念樹以外の樹木については公園のコンセプトに合ったものは残す」ということである。1月5日には東京都の公園担当が選定に來られた際の報告によると、210本程度の伐採が必要になるだろうということで、現在、その手続きを進めている。ただし、残してほしいという要望があれば、記念樹以外でも検討の余地はあると思われる。記念碑の設置については前回も報告したが、閉校後2年以内ぐらいには設置したほうが好ましいと聞いており、事務局としてその時期がくれば予算要望等を行っていく。

続いて、「東部地域(第四小学校)のその後の状況について」報告する。先日の協議

会において報告したが、去る12月19日、第四小学校の保護者を対象に説明会を実施し、閉校時期を24年4月1日にしたいと説明した。その後、1月12日に、第四小学校の今後を考える会の方から「第六小学校と神宝小学校のPTAの活動状況を知りたい」との連絡があった。その資料と併せて、第四小学校の区域図と通学区域図の地図を作成しお渡ししたところ、「保護者にはそれをもって説明させてもらいたい」ということである。事務局としては同会からの連絡を待って、事務局で考えている実施計画等を説明し、全体説明会も2回程度設けさせていただきたいと考えている。

なお、現時点で伝えていることの1点目は、第四小学校閉校後の受入校は第六小学校が基本であること、ただし神宝町2丁目の9番から14番については神宝小学校への調整区域とすることを考えているということ、2点目は、閉校時に第四小学校に在学している児童については第六小学校または神宝小学校のどちらも選べることになっているということである。

委員長 この件は以上にとどめる。ほかに何かあるか。

生涯学習課長 「生涯学習センター利用者懇談会の設置要綱」について報告する。4月から、株式会社ジェイコムと野村ビルマネジメント株式会社が指定管理者として生涯学習センターを運営する。指定管理者に「運営についてさまざまな意見をいただく機関を設けてほしい」と要請していたところ、指定管理者によりこの設置要綱がつけられた。設置目的は「センターの運営を適正かつ円滑に行うため、利用者懇談会を設置する」となっている。組織は学識経験者・利用者代表・指定管理者職員・行政機関の職員の10人以内で、委員の任期は2年としている。会議の開催は年2回としている。館内の利用者によるアンケート等を行った上で運営の課題について協議していく内容になっている。利用者代表の公募市民の選考については、「生涯学習センターに期待すること」というタイトルで作文を提出してもらい、4名の市民を選んでいきたいと考えており、選考のスケジュールについては2月15日の市報への募集記事の掲載を予定している。

委員長 教育委員会からもこの委員会に出席するのか。

生涯学習課長 スポーツセンターを参考にすると、担当課長のほかに、指定管理者にかかる総括的な所管ということで企画経営室の課長もメンバーとなっている。

教育長 スポーツセンターの利用者懇談会では、利用者からの意見や要望は出ているのか。

生涯学習課長 スポーツセンターの利用者によるアンケートでは施設整備や備品、プログラム等に関してのご意見をたくさんいただいている。対応できるところについては、この懇談会で精査して行っている。特に修繕や工事、備品の設置については市側で対応する部分もあり、また、事業の企画については市側や指定管理者による企画があり、それぞれにさまざまなご意見をいただいている。

委員長 指定管理者が入ることで、現在配置されている市の職員はどうなるのか。

生涯学習課長 公民館係に市の職員を5人配置しているが、この係は廃止し、生涯学習係と一本化していく。

委員長 この件は以上にとどめる。続いての説明を求める。

学務課長 資料の「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルについて」をご覧ください。食中毒をはじめとする重大な給食事故は全国レベルでは毎年4、5件発生しており、本年は都内でも発生している。これらを踏まえ、万が一の事故に対する対応等をあらか

じめ想定しておくことで学校や教育委員会が一致協力して影響を最小限に抑えると同時に、事故を未然に防ぐものとした。改訂の理由であるが、1点目は小学校給食においても民間委託が導入され、これまでの小・中別マニュアルでは実態に合わなくなる部分があること。2点目はアレルギー症状への対応で、エピペンなどの使用対策などアレルギー症状に対する対処が従前と変わってきていることである。改訂の概要は以下のとおりである。5ページには表により被害発生の有無によって事故と認知するかヒヤリハット事例として認知するか、その区分によって応急対策を異なるものとしている。10ページには、エピペンについての記載を追加している。16ページには情報公開編として、ガイドラインを新たに新設している。同じような事例なのに、学校によっては情報提供したりしなかったりというバラツキがあったため統一基準を設け、通知文の基本的な範囲を定めている。また、学校長が作成する保護者向けの通知文については、小・中学校とも学校長と学務課長の連名で行うように様式を定めている。

委員長 内容についてはご覧いただき、後日改めてお気づきの点があれば課長へお伝えいただきたい。この件は以上にとどめ、次の説明を求める。

指導室長 教職員の表彰関係の資料をご覧いただきたい。平成21年度文部科学大臣優秀教員表彰で、西中学校の主任教諭である尾石智洋が受賞した。尾石教諭はハンドボール部の部活動における指導が顕著であるだけでなく、西中学校の学校経営を支える一人として学年主任も担っており、また、技術・家庭科の技術分野の教員であるため、情報教育あるいは情報モラル等の指導については同校のリーダーとなって進めているということで推薦をしたところ、今回の受賞が決まった。なお、尾石教諭は平成19年度に東京都教育委員会職員表彰を受けている。また、本年度の東京都教育委員会職員表彰は本市から2名の受賞が決まった。第一小学校の主幹教諭である永瀬功二については体育指導だけではなく、本市が行っている授業改善研究会等の任務、あるいは体育の実技等の講師なども務めており、本市の体力向上の施策に十分に寄与するものであり、第一小学校の教務主任として学校の教育課程をリードしていく立場にある。もう1名は、第二小学校の主任教諭である濱口景子である。濱口教諭については社会科や総合的な学習の時間の教材研究、あるいは授業改善等に長年にわたり努力をしており、同校の教科指導はもとより東京都の社会科の研究団体にも属して教育課程の編成等にかかわる任務についている。国の表彰は1月25日、東京都の表彰は1月28日、それぞれの場所で表彰を受ける予定である。推薦に当たっては各学校長から推薦書を上げてもらい、それを事務局から東京都教育委員会に上げ、東京都の場合であれば東京都教育委員会がさらに業績に合わせて人選をすることになる。

続いて、教育課程の編成について報告する。授業時数の確保については東京都教育委員会からの通知文等が出ており、休業日に授業を行う場合の配慮についても触れられている。本日の新聞記事にも出ていたが、学校5日制の問題と週休日に授業を行うという問題は大変バランスが難しい。記事の内容を見ると、恒常的に授業に充てるということではなく、土曜日に行う意義をきちんと見定めるようになっている。正式な通知が届き次第、内容を十分勘案した上でその趣旨を伝え、次年度の教育課程編成の参考ということで各学校に周知したい。

委員長 私は別の観点から、増える一方の教員の負担軽減について何とか考えなければならぬと思っていた。教員にはある意味、もっとゆとりをもってほしい。今度の問題を含めて

いずれ教育委員会でも考えなければならぬと思うので、指導室でも検討して早い時期にいい考えを出していただきたい。この件は以上にとどめる。

続いて、「平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会教育基本方針」に入る。私からは幾つか申し上げたい。基本方針のところであるが、3ページの「東久留米市立学校再編成計画」の「学校統廃合」の文言は「学校再編成」でいいのではないか。「環境変化等を踏まえ実現に向けた具体案」は、特にそういう状況の変化で実施計画を早めなければならない事情も出てきているので、「環境変化等の諸状況を踏まえた具体案」としたらどうか。4ページの7の「教員の意識改革」はどういうことを求めているのか狙いが分かりにくいので、限定した意味づけが必要である。「改革」というよりもこれからは「変革」が必要で、そういう意味で教師は常に意識的に前へ出るべく、意欲的に自己変革も図っていかなければならない。変革への教員の意識を「意欲」と言い替えてもいいし、その辺の配慮が求められる。

続いて、この基本目標の前文について申し上げたい。前文に当たる部分と、「自ら学び」以下、具体的な目標の四つがいきなり続いて、つながりが分かりにくい。また、前文の最後に「積極的に教育行政を推進していきます」とあり、その後「人間」、「人間」、「人間」と続き、前文にも「人間を育成する」という言葉があるのは表現としてどうか。「人間を育成する」ということは大きな問題であり、市の教育目標に用いる文言としてはどうなのかと思っている。

私としては、前文の最後に「教育行政を推進していきます。人間育成のための具体的な主目標は以下のごとくです。」とし、以下の四つは前文を違った形で具体的に述べれば上下関係が分かりやすいと思っている。教育目標の柱は大きくは知・徳・体の三つ、最後に生涯学習が加わって四つとなっている。この教育目標の四つの柱に対して、基本方針が五つあるのは対応関係が分かりにくいので、教育目標の柱を一つ設けたらどうか。柱を一つ増やせば基本方針の五つと見合った形になる。

委員 委員長が教育目標を知育、徳育、体育、生涯教育（学習）と総括されたのは明快であり、前文の最後に人間の育成のための主目標として入れるのは、さらにつながりを明確にしていくと思う。私としては、委員長案の「信頼される教育を確立する」と「学校は人間育成のためのという学校」のところは、この前文最後の段の前ぐらいに位置づけることもできると思う。

教育長 委員長や各委員からご意見はいただいたが、事務局としてはご提示した案をそのまま生かしたいと考えている。理由の1点目は、憲法を例に取った場合、前文と各条文とは必ずしも一致していないので、教育目標の四つと基本方針の五つの数が合っていないと問題はないと思うからである。教育目標と基本方針を対応関係や文言までを含めて同一にすると、教育目標は削除して基本方針だけでいいことにもなりかねないのではないかと。本市の教育目標では概括的なことは前文で述べ、さらなる全体的な前文がこの教育目標であり、その具体的な方針が基本方針となっている。柱立てのすべてを教育目標でうたう必要はないと考えている。

委員 最初に教育目標を見たとき、「基本方針は五つあるのに教育目標が四つしかないのはなぜか」と思っていた。他の委員も言われたとおり教育目標の柱を五つにすれば基本方針と数も一致するので分かりやすいとは思っていた。しかし、考え方として、の基本方針や目標

が毎年変わるのとはどうかということも理解できる。今回は委員からもいろいろ意見が出ているので、細かい調整は教育長に一任し、取り組まなければならない抜本的な改正があるのであればある程度示しておいたほうが良いと思う。

委員 前文については委員長案も良いが、事務局案でも文章を分けたことで分かりやすくなった。基本方針との対応については、「教育目標には、本市が教育を推進していくときに描いている人間像を四つ上げている」と理解している。「人間、人間、人間と付ける必要はないのではないか」ということであるが、キャッチコピー的に四つ求める人間像を上げ、それについて具体的に述べ、さらにそれを実現するための方策を次の基本方針で述べるという構成になっているので、必ずしも次の教育方針の項目数と一致しなくも良いと思う。学校教育を大事にしていくことを基本方針1で掲げているので、それについてもう少し目標の中に入れてもいいのではないかという考えに立つとしたら、先ほど他の委員が言われたとおり、委員長が提案された1番に当たる部分の内容を前文の中に盛り込んで整理したらどうか。なお、教育目標の柱については四つのままで、「人間」が付いたほうが良いと思う。

指導室長 本市の教育目標については基本的には現在のままとし、どういう人間を育てたいのかとして掲げている四つの柱でいいと考えている。基本方針は目指す人間像をつくっていくための施策として、本年度はここを重点に行うことを示したものである。他区市や東京都の目標を見ると基本方針ではなく重点施策となっているものもあるが、「この施策を行うことが広く都民や市民の人間づくりの目標に寄与するものである」と教育委員会が考えて、この施策を展開していくという表明となっており、大体どの教育目標についても構造的にはそのようになっている。

委員長が指摘された基本方針1については私も大変大事にしているところであり、信頼される学校をつくるのが教育委員会の大変重要な役割であると思っている。しかし、ある意味でこれは基盤整備の問題であり、述べられていなくても当然、取り組まなければならないことである。しかしながら、非常に重要なことであるという認識の下に項を起こしているのである。文章にするとかえって難しくなるところがあり、必ずしも基本方針や施策と一致しないところも出てくると思う。一つ一つの事務事業を検証して施策の方向と一致するかどうかも見ていくと他の項目にまたがっているものもあるので、おおむねこのところであろうということで整理している。

構造的に見て、教育目標の前文は目標を支える考え方を示しているとするれば、委員長に指摘された「信頼される教育」というのは、このあたりを包括したものである。本市の目指す人間像は以下の四つで、それを支えていく主要施策を基本方針1から述べている。構造的なことを考えて事務局としては作成しているが、文言等の不備や言い足りないところもあるのでご指摘に従って考えさせていただきたいが、基本的にはおおむねそういう考え方で教育目標を作成していることをご理解いただきたい。

委員長 ご意見の違いはあるが、大体出されたと思う。そこで、最終的には本日の話し合いも含めて教育長に再度委ねることになるが、今回は私も加わらせていただき、次回、最終稿を皆さんにお届けするというご了承いただければと思う。

委員 委員長が示された「信頼される教育」の中で、学校の重要性を人間育成のための基点、地域・文化発展の核、開かれた公共の場とする学校論については賛同できる内容である。これを前文、本文、目標に位置づけることはかなり踏み込んだ学校論を提示するという意義

が大きい。しかし、他の委員のご指摘のとおり、相当大きな枠組みの変更等も踏まえなければならぬという大きな課題もある。今回は限られた時間でもあるので、前文と目標については教育長と委員長に一任したい。

委員長 それではお任せいただくこととする。

閉会の宣告

委員長 これをもって平成22年第1回教育委員会定例会を閉会する。

(午後零時08分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年1月15日

委員長 榎本 隆 司(自 署)

署名委員 矢部 晶 代(自 署)